

# は一となび



2020 年 8 月 28 日発行

#### 一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802 TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 E-mail:sougei@z jk. or. jp

# 次期介護報酬改定 通院等乗降介助の対象拡大なるか 社会保障審議会・介護給付費分科会 見直しを議論

8月 19 日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会で、通院等乗降介助の見直しについて前向きな議論が行われたもようです。

現在開催中の社会保障審議会介護給付費 分科会では来年 4 月の介護報酬改定にむけ た議論が行われていますが、通院等乗降介助 については、現在認められいない一度に複数 の病院を回る、デイサービス等の事業所から 直接病院へ移動するなど、利用者の居宅を発 着点としないケースを新たに対象に含める べきかが論点となっています。 通院等乗降介助は訪問介護の一つに位置付けられているため、出発地と到着地がともに利用者の居宅でなければなりません。そのため、現行ルールでは、病院から病院への移動、入退院時の送迎などには利用できません。

8月19日の会合でも、発着点を居宅に限定する現行のあり方の問題点が指摘され、利用者の利便性を高めるべきとの意見が挙がっています。

厚生労働省では今後さらに検討を進め、年 内に方向性を定めるとしています。

# 《トピックス》

### 家賃支援給付金は NPO 法人も対象 7月14日よりオンライン申請開始

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の延長などにより、5月以降に売上(事業収益等)が大幅に減った法人に対し、事務所家賃などの負担を軽減することを目的とした給付金です。

給付内容は、申請日の直近 1 か月以内に支払った賃料をもとに算定された金額(上限600万円)が一括支給されるというもので、資本金 10 億円未満の中小事業者および個人事業者が対象です。医療法人、NPO法人、社会福祉法人も対象に含まれます。ただし、これは家賃・地代の支払いに対しての支援な

ので、家賃免除などにより賃料が発生してい ない法人は対象外となります。

この給付金は持続化給付金と同様に、申請にあたり事業収益が前年同月と比較して減少したことを明示する必要がありますが、収益事業を行わない NPO のために、NPO 特例措置があります。NPO 特例では、非収益事業を含めた全ての収入による比較を行うことになります。申請は 7月14日から2021年1月15日まで、オンライン申請のみとなります。詳しくは経済産業省のWEBページの説明をご覧ください。

⇒ <u>(リンク)経済産業省 家賃支援給付</u> 金に関するお知らせ

### 令和2年7月豪雨被災地の送迎団体 自家用有償運送の登録 期限延長に

令和 2 年7月豪雨被災地の住民や送迎団体などに対して、送迎活動に関連する行政上の許認可等の有効期限延長措置がとられることが決まりました。災害救助法の適用対象地域(特定被災域)にお住まいの方、および同地域に事務所を有する自家用有償旅客団体が適用対象となります。対象地域の一覧は、総務省の WEB ページに掲載されています。

#### ⇒ (リンク)適用対象地域一覧

延長措置の内容は以下のとおりです。

(1) 自家用有償旅客運送の登録有効期限

特定被災地域に事務所を有する自家用有 償旅客運送団体は、登録の有効期間が12月 28日まで延長されます。

問い合わせ先:管轄の運輸支局、国土交通省自動車局旅客課(直通03-5253-8568)

(2) 運転免許の有効期間

特定被災地域にお住まいの方の運転免許 有効期間満了日が 12 月 28 日まで延長さ れます。

問い合わせ先:お住まいの地域を管轄する 警察署

なお、特定被災地域に居住していない場合であっても、令和2年7月豪雨の被害者については申し出により延長が認められる場合があるので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

## ボランティア活動中の新型コロナ罹患 ボランティア活動保険の補償対象に

全社協(社会福祉法人全国社会福祉協議会)の保険商品「ボランティア活動保険」が改定され、ボランティア活動における新型コロナウイルス罹患が補償の対象となりました。

改定により、ボランティアがボランティア 活動によって新型コロナウイルス感染した 場合、死亡、入院および通院等について2月 1日まで遡って補償されます。ただし、補償対象となるのは、感染が活動に起因すると保険会社が判断したものに限定され、家族間感染やクラスター発生など他に感染経路がある場合は対象外となる可能性があります。くわしくは、全社協および各地域の社会福祉協議会へお問合せください。

## 《事務局より》

#### ■ 熱中症予防対策について

送迎事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染予防にお取組みいただきありがとうございます。気温・湿度の高い季節を迎えるにあたり、これからはウイルス対策と同時に熱中症予防も必要となります。環境省ではで暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値など、熱中症の警戒レベル情報をWEB上に掲載しています。また厚生労働省も熱中症予防リーフレットを公表しているので参考にしてください。

(リンク) 環境省 熱中症予防情報サイト 厚生労働省 令和 2 年度の熱中症予防行動 リーフレット PDF

#### ■ アルコール消毒液の車内放置に注意を

清掃用にアルコール消毒液を車内に常備することにより、火災の危険性が高まる場合があります。夏季、エアコンを止めた車内は高温状態となり、約70℃に達するといわれています。アルコール成分は高温になると発火する可能性があるため、車内や直射日光が当たる場所にアルコール消毒液を置いたままにしないようお気をつけください。